

令和元年6月11日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16833

研究課題名(和文) 日本中世前期における書札様文書の拡大に関する国制史・社会史的研究

研究課題名(英文) A constitutional and social study on the expansion of letter-style documents in the early medieval period of Japan

研究代表者

佐藤 雄基 (SATO, Yuki)

立教大学・文学部・准教授

研究者番号：00726573

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：従来、日本の古文書の歴史は、律令国家における官文書からの変容過程、私文書である書状が中世において公文書化するという流れで語られてきた。それに対して、本研究では、律令国家の時代(8世紀)における書状の利用実態を明らかにしたうえで、官文書系統の文書と如何なる関係にあったのか、文書利用全体のなかでの位置づけがどのように変容したのかを明らかにした。それによって「官文書から書状へ」ではなく「官文書と書状」の歴史として日本の文書史を構想した。こうした視角は、中世の権力の理解とも密接に関わるものであり、本研究では「太政官」と家(権門)との関係、鎌倉幕府権力の多面性(下知状と御教書・書状)について論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

古代と中世と時代別になりがちな研究状況に対して、書状という古文書に注目して古代から中世までの通史的な見通しを示すことは、古代と中世という時代区分を再考する手がかりを提供するとともに、通時代的な議論を活性化させる役割を果たすと考える。現存する中世文書も実際には書状形式の文書が多く、書状の歴史的重要性を明らかにすることは、日本社会における今後の史料保存にも寄与すると思われる。

研究成果の概要(英文)：In previous research, the history of Japanese documents was told in the process of transformation from official documents in the ritsuryo system, and the conversion of private documents to official documents in the medieval period. The aim on this study, on the other hand, is to clarify the actual usage of letters in the ancient age, and to clarify the relationship between official documents and letters through ancient and medieval Japan. This perspective is closely related to the understanding of authority in the medieval period. This study discussed the relationship between the Council of State (Daijokan) and the powerful families (kenmon) and the multifaceted nature of the Kamakura bakufu (from the perspective of documents styles: gechijo, migyosho, and letters).

研究分野：日本中世史

キーワード：平安時代 鎌倉時代 奈良時代 書状(書札様文書) 「公と私」 権門 古文書学 文書史

## 1. 研究開始当初の背景

日本中世文書の歴史は、中国の公文書をモデルにした古代の公式様文書（律令・公式令に規定された様式の文書）から、「日本的」な中世文書への変容の歴史として描かれてきた。日本古文書学の基礎を築いた黒板勝美氏は、公文書と私文書の「混淆」によって文書様式の変化が起こると説明し、鎌倉幕府（武家）の文書において「日本的」な文書様式が成立するとともに、そこで様式の発達は終わり、中世後期には書札様文書の書札礼が高度に発達するという見通しを示した（黒板勝美「日本古文書様式論」(『虚心文集 第六』吉川弘文館、1940年、1903年稿)。この黒板氏の理解が、その後の通説を形成した。だが、中世的な「公」「官」の存在形態が明らかになり、古典的な「公私混淆」という中世像が成り立たなくなっている現在、書札様文書の利用拡大について新たな説明が求められている。

一方、古代史においても、正倉院文書を利用して書状利用の実態解明が進められつつある（古瀬奈津子「手紙のやりとり」平川南他編『文字と古代日本4 神仏と文字』吉川弘文館、2005年など）。その間にある中世前期における書札様文書の展開の具体像を明らかにすることは、前後の時代における書状研究と架橋し、前近代における古文書の歴史を構想するために、日本史研究における喫緊の課題である。

## 2. 研究の目的

本研究でもっとも重要な作業となるのが、中世前期の書札様文書の機能論的検討である。中世前期の書札様文書は数が多いうえに、従来の古文書学が得意としてきた様式分類が通用しにくいために、具体的な検討が遅れてきた。平安後期から南北朝期まで、朝廷・幕府・寺社・地域社会の各レベルにおいて用いられていた書札様文書について、古代の書状のもつ機能との異同に留意しつつ、特徴的な文書の利用法（機能）を以下三つの類型にそって整理する。

- (1)別の文書様式が担っていた機能を書札様文書が担う場合
- (2)音声によって担われていた伝達機能を書札様文書が担う場合
- (3)新たに中世の権力が果たすようになった機能を書札様文書が担う場合

このうち(1)については、具体的な様式の変化が見えやすい。一方、(2)は書札様文書の発展を、文書と音声の双方を含めた中世社会の情報伝達構造全体のなかに位置づけるものである。一例としては、「副状（添状）」としての機能が挙げられる。メインとなる文書・物品の伝達あるいは使者の口上（口頭伝達）に副えられる書札は、古代にもみられるが、中世に肥大化していく。これに注目することによって、書札が中世社会における儀礼的コミュニケーションや情報伝達の安定化（「信用」の確保など）に如何なる機能を果たしたのかを具体的に論ずるとともに、音声と文書（書札）が互いに関わりあうことで情報伝達を担うようになる姿をみていく。

(3)については、「権力」の機能の歴史性という国制史的な論点と関わる。従来の「公私混淆」を重視する見方は、しばしば国家権力を超歴史的にとらえ、統一国家の諸権限が私的な諸権力に「分割」されるという権限論的な発想をもった。本研究では、人の法行為や財産について承認・保証する「安堵」や、紛争・裁判における口利きや紹介など、中世的権力が新たに担うようになった機能に着目し、既存の公文書が担わなかった領域に書札様文書の機能が拡大する様相を探る。

以上、文書の世界だけにとどまらず、文書・音声の双方を包摂した情報伝達の全体構造の変化を捉え、書札様文書の展開を位置づける。それと同時に、特に(2)・(3)に着目することによって、書札様文書の肥大化の背景にある国制史・社会史の変化を検討する。

### 3. 研究の方法

本研究では、平安後期から南北朝期までの書札様文書の収集・分析が主な作業となる。公家・武家・寺社・地域社会など各レベルにおいて、書札様文書が実際にどのように利用されていたのかという機能論的な分析を行う。そのために、活字化された史料集だけではなく写真・原本に基づく調査を行うことが必要となる。

中世における書札様文書の広がり具体像を解明するとともに、中世の裁判と「人のつながり」「縁」の関連を重視する応募者のこれまでの法社会史的研究を踏まえて、書札様文書の広がり背景にある国制史・社会史上の変化を論ずる。

以上の研究成果をもとにして、古文書学・文書史からみた日本中世史像の再構築を目指す。

### 4. 研究成果

従来、日本の古文書の歴史は、律令国家における官文書からの変容過程、私文書である書状の「公文書化」という流れで語られてきた。それに対して、本研究では、律令国家の時代（8世紀）における書状の利用実態を明らかにしたうえで、官文書系統の文書と如何なる関係にあったのか、文書利用全体のなかでの位置づけがどのように変容したのかを明らかにした。その成果は、古代文書の研究を受けて、中世文書の成立過程を見直す研究動向のなかに位置づけられる。それとともに、従来の古文書学では十分に扱われることのなかった書状に焦点をあて、「官文書から書状へ」ではなく「官文書と書状」の歴史として日本の文書史の流れを構想することで、古代から中世前期へ、そして中世後期への展望を示した。

また、こうした視角は、中世の権力の理解とも密接に関わるものである。本研究では「太政官」と家（権門）との関係、鎌倉幕府権力の多面性（下知状と御教書・書状）について論じている。とりわけ鎌倉幕府と公家政権・諸権門との交渉の様相について、書状のもつ「口入」（口利き・関与）という機能に注目して新たな視点を提示した。今後は鎌倉幕府に焦点をあてて、書状・「口入」を中心とした文書論・コミュニケーション的な視点から、鎌倉期の国家・社会について全体像を提示することが課題である。

### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

佐藤雄基、「文書史からみた鎌倉幕府と北条氏 口入という機能からみた関東御教書と得宗書状」、日本史研究、査読無、667、2018、pp.24-48

佐藤雄基、「書評 近藤成一著『鎌倉時代政治構造の研究』」、史学雑誌、査読無、127(6)、2018、pp.86-95

佐藤雄基、「書評 木村英一『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』」、法制史研究、査読無、67、2018、pp.324-330

佐藤雄基、「書評 保立道久著『中世の国土高権と天皇・武家』」、法制史研究、査読無、66、2017、pp.233-238

佐藤雄基、「書評 西谷正浩「荘園制の展開と所有構造」」、法制史研究、査読無、65、2016、pp.196-198

〔学会発表〕(計 11 件)

SATO Yuki, Seals and Kaō-signatures in medieval and early modern Japan, 4th congress of the Asian Association of World Historians (AAWH) (in Osaka University Nakanoshima Center) 2019年1月5日 Organizer and presenter of Panel 1.2: "The Influence of Chinese Seals, Signatures and Monograms on Official Documents in Pre-modern Japan, Korea and Vietnam: A New Methodological Approach to East Asian Comparative History"

佐藤雄基、「中世日本における書札様文書の広がり - 古代から中世へ - 」 [招待有り]、歴博フォーラム第108回「日本の中世文書」(於国立歴史民俗博物館) 2018年10月27日

佐藤雄基、「日本古文书和书状：从古代到中世纪」[招待有り]、第七届“中国古文书学”国际学术研讨会（於河北師範大学@中華人民共和国石家庄市） 2018年9月15日

佐藤雄基、「日本史教科書記述と日本法制史 史学史の視点から歴史教育を考える」[招待有り]、大阪大学歴史教育研究会 第115回例会（於大阪大学豊中キャンパス） 2018年7月14日

佐藤雄基、「文報告に対するコメント1：日本史の視点から」[招待有り]、国際シンポジウム「史料形態からみた日本・朝鮮・ベトナム比較史の試み」（於新潟大学） 2018年2月22日

佐藤雄基、「大久保利武と利謙：立教大学図書館所蔵大久保コレクションからみた大久保父子の学問形成」[招待有り]、公開シンポジウム「大久保利謙と日本近代史研究 家族・学問・教育」（於立教大学池袋キャンパス） 2017年12月9日

佐藤雄基、「文書史からみた鎌倉幕府と北条氏」[招待有り]、2017年日本史研究会大会（於京都学園大学 京都太秦キャンパス） 2017年10月7日

佐藤雄基、「東京帝国大学における史学と国史--史料編纂事業との関わりと卒業生進路から」[招待有り]、公開シンポジウム「史学科の比較史：草創期から1945年」（於立教大学池袋キャンパス） 2017年3月10日

佐藤雄基、「比較封建制論における日本 朝河貫一を中心に」、「グローバルヒストリーのなかの近代歴史学」第9回研究会（於立教大学池袋キャンパス） 2016年3月5日

佐藤雄基、「日本の中世史研究からみた『入来文書』」[招待有り]、シンポジウム「朝河貫一と日本中世史研究の現在」（於早稲田大学） 2015年12月5日

佐藤雄基、「秦家文書にみる地下文書の様式と機能 秦家文書の調査報告を中心に」第3回中世地下文書研究会（於立教大学池袋キャンパス） 2015年6月7日

#### 〔図書〕(計 5件)

佐藤雄基ほか(高橋典幸・五味文彦編) 筑摩書房、『中世史講義一院政期から戦国時代まで』、2019、pp.272(29-47)(分担執筆)

佐藤雄基ほか(高谷知佳・小石川裕介編) 有斐閣、『日本法史から何がみえるか』、2018、pp.342(1-8、11-13、37-63、171-179)(分担執筆)

佐藤雄基ほか(国立歴史民俗博物館編) 国立歴史民俗博物館、企画展図録『日本の中世文書一機能と形と国際比較一』、2018、pp.313(201-203)

佐藤雄基ほか(松沢裕作編) 山川出版社、『近代日本のヒストリオグラフィー』、2015、pp.256(27-57)(分担執筆)

佐藤雄基ほか(酒井紀美編) 竹林舎、『生活と文化の歴史学 6 契約・誓約・盟約』、2015、pp.496(107-130)(分担執筆)

#### 〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

#### 〔その他〕

ホームページ等

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。